

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成30年11月7日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800162号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1800036号

第1 結論

請求期間②のうち昭和60年4月から同年6月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和55年7月から昭和56年6月まで
② 昭和57年7月から昭和60年6月まで

昭和52年2月に飲食店を開業し、水害があった昭和54年及び昭和56年については、国民年金保険料の免除の申請手続を行った記憶がある。

私は水害のあった年以外に国民年金保険料の免除を申請したことはなく、請求期間①及び②に係る保険料は妻が自分自身の保険料と一緒に納付書で支払ったはずである。

請求期間①及び請求期間②のうち昭和57年7月から昭和60年3月までの期間(以下「請求期間②のⅠ」という。)については、国民年金保険料が免除された記録とされ、請求期間②のうち昭和60年4月から同年6月までの期間(以下「請求期間②のⅡ」という。)については、保険料が未納と記録されているので、調査の上、保険料が納付された期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者及び請求者の妻に係るオンライン記録によると、請求期間②のⅡに係る国民年金保険料を納付していたとするその妻の保険料は昭和60年4月に納付済みとなっており、当該期間後における両者の保険料は、平成20年*月(請求者の妻が60歳に到達した月の前月)まで同一年月に納付したことが確認できる。

また、請求期間②のⅡは3か月と短期間であり、請求者は当該期間を除き国民年金保険料の未納がなく、その妻は昭和51年12月から平成20年*月までの被保険者期間全てにおいて保険料が納付済みであることから、その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間②のⅡに係る国民年金保険料を納付していたものと認められる。

2 請求者に係るオンライン記録によると、昭和 54 年 7 月から昭和 60 年 3 月までの 6 年度にわたり国民年金保険料の免除の承認を受けた期間とされているところ、請求者は、水害があった昭和 54 年及び昭和 56 年について保険料の免除の申請手続を行った記憶があるものの、請求期間①及び請求期間②の I については水害がなかったため、保険料の免除を申請したことはなく、妻が妻自身の保険料と一緒に納付書で支払ったはずであると主張している。

また、請求者は、請求期間①及び請求期間②の I の始期をいずれも 7 月としている理由について、水害があった年は覚えているが何月だったかまでは覚えておらず、一方、昭和 54 年 7 月から国民年金保険料の免除記録があることから、免除期間が 7 月から翌年 6 月までの 1 年間だと考えたことによるものである旨陳述している。

しかしながら、請求期間当時の国民年金保険料の免除承認期間は、年度単位で、免除申請月前における直近の基準月（1 月、4 月、7 月及び 10 月）から、年度末である 3 月までとするのが通常の取扱いであったことから、免除期間が 7 月から翌年 6 月までの 1 年間であったとする請求者の陳述は請求期間当時の取扱いと相違する。

さらに、昭和 49 年度から昭和 59 年度までの期間において、国民年金保険料免除申請の受付については、3 年間を限度として年度を超える保険料免除申請を認めるものとされ、免除申請書は、3 部複写の様式により、3 年間分まとめて一括で受付できることとされており、請求期間①及び請求期間②の I のオンライン記録によると、当該請求期間は、免除の記録が登録されていることから、国民年金保険料の納付書が発行されることはなく、保険料が納付できない期間である上、A 県が昭和 58 年 11 月 9 日に作成した年度別納付状況リストにおいても、昭和 54 年 7 月から同リスト作成時点の昭和 58 年度までの期間に係る記録は保険料の免除の承認を受けた期間とされている。

したがって、請求期間①及び請求期間②の I について、請求者の妻が自分自身の国民年金保険料と一緒にこれらの期間の保険料を納付していたものと判断することは困難であると言わざるをえない。

そのほか、請求者が請求期間①及び請求期間②の I の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び請求期間②の I の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800172号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800095号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和56年12月31日から昭和57年2月1日に訂正し、昭和56年12月及び昭和57年1月の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

昭和56年12月31日から昭和57年2月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年12月31日から昭和57年2月1日まで

昭和55年にA社に採用され、採用当初から子会社のB社に勤務したが、年金記録では私の知らないところで会社に変更され、請求期間が空白となっている。厚生年金保険料が控除されている給与支給明細書を提出するので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、請求者から提出された給与支給明細書、給与所得の源泉徴収票及び所得税の確定申告書並びにA社の財務経理担当者の回答により、請求者が、昭和57年1月31日まで同社に在籍していたことが認められるが、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日は、昭和56年12月31日と記録されていることが確認できる。

一方、A社に係る被保険者名簿によると、同社は昭和56年12月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理がされていることが確認できるが、同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した149名のうち90名(請求者を除く。)の標準報酬月額に係る記録が昭和57年2月22日付けで昭和56年1月以前に遡って減額訂正されていることが確認できる。同社の取締役及び財務経理担当者は、同社は社会保険料の滞納があった旨回答している。

また、A社に係る閉鎖登記簿謄本によると、同社は請求期間当時に法人事業所であったことが確認でき、請求者と同様に、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和56年12月31日に被保険者資格を喪失し、昭和57年2月1日にB社の厚生年金保険被保険者資格を取得

している者 11 名（請求者を含む。）全員の A 社に係る雇用保険の離職日は、昭和 57 年 1 月 31 日であることが確認できる。

さらに、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったとされる昭和 56 年 12 月 31 日より後の昭和 57 年 1 月 21 日に、昭和 57 年 1 月 8 日及び同年 1 月 14 日に同社の厚生年金保険被保険者資格を取得したとする 2 名の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届が受付されているところ、同年 2 月 22 日付けで当該 2 名の被保険者資格が取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者について、昭和 56 年 12 月 31 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の資格喪失年月日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である昭和 57 年 2 月 1 日であると認められる。

また、昭和 56 年 12 月及び昭和 57 年 1 月の標準報酬月額については、請求者の A 社に係る被保険者名簿により確認できる昭和 56 年 11 月の記録から、17 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800194号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1800037号

第1 結論

平成2年*月から平成3年3月までの請求期間、平成10年4月から平成13年11月までの請求期間、平成14年10月から平成18年12月までの請求期間及び平成19年7月から平成20年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成2年*月から平成3年3月まで
② 平成10年4月から平成13年11月まで
③ 平成14年10月から平成18年12月まで
④ 平成19年7月から平成20年6月まで

私は、これまで7回に渡り請求期間に係る国民年金保険料の納付記録の訂正を求めてきたが、国が管理する記録が正しいと判断され不訂正とされてきた。今回、新たな資料などはないが、請求期間の国民年金保険料を毎月きちんと納めていたことは間違いないので、私は何度でも異議を唱える。

再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、請求者は、請求期間を含めて20歳になった平成2年*月から、国民年金保険料を納付書が送付されてくるたびに、その納付書を使って毎月きちんと納付した旨陳述しているところ、i) オンライン記録によると、平成2年*月及び平成19年1月から同年6月までの保険料は、いずれも厚生年金保険加入中に重複納付した他の期間の国民年金保険料を充当したことが確認できることから、請求者の主張と符合しないこと、ii) 平成14年10月11日の国民年金被保険者資格取得及び平成20年7月1日の同資格喪失が平成21年2月13日に処理されていることが確認できることから、当該処理時点まで、請求期間③及び④を含む平成14年10月から平成20年6月までの期間は、国民年金の未加入期間とされ、納付書が発行されることはなく、国民年金保険料を納付することはできないこと、iii) 請求者が請求期間①に係る成人して間もない頃の国民年金保険料の納付場所であったとするコンビニエ

ンスストアでは、当時、国民年金保険料を納付（コンビニエンスストアでの納付は、平成 16 年 2 月開始）することはできないこと、iv) 請求期間は合計で*か月であり、行政機関がこれほどの長期間の事務処理を誤ったとは考え難いことなどから、既に平成 28 年 8 月 30 日、同年 12 月 21 日、平成 29 年 6 月 8 日、同年 9 月 15 日、同年 12 月 15 日、平成 30 年 3 月 19 日及び同年 7 月 18 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定がこれまで 7 回通知されている。

今回、請求者は、これまでと同様、請求期間の国民年金保険料を毎月きちんと納めていたことは間違いのないとして、8 回目の訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求期間の国民年金保険料の納付に関して新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1800230 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (国) 第 1800038 号

第 1 結論

昭和 58 年 7 月から昭和 59 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年 7 月から昭和 59 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 7 月 * 日に A 県 B 市役所の C 出張所で婚姻届出と転入手続を行った際、国民年金の任意加入について案内されたので同日に加入手続を行った。

国民年金保険料は、初めは D 駅前の銀行で、その後は社宅近くの郵便局で 3 か月毎に約 2 万円を納付していたので、請求期間について調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間は、請求者の夫が厚生年金保険に加入している期間であることから、配偶者である請求者が国民年金被保険者資格を取得するためには、本人の申出が必要であり、その申出日に任意加入被保険者資格を取得することとされており、遡って任意加入被保険者資格を取得することができない期間とされている。

また、請求者はこれまで交付されたのは 1 冊のみであるとして所持する年金手帳には、国民年金に関する欄の「はじめて被保険者となった日」及び「被保険者となった日」が「昭和 59 年 4 月 28 日」と記載され、種別欄には任意加入したことが示されている。

以上のことから、請求者は昭和 59 年 4 月 28 日に国民年金に任意加入し、その被保険者資格を取得しており、昭和 58 年 7 月 15 日に国民年金の任意加入手続を行ったとする請求者の主張と相違する上、請求期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、請求者に対して、上記年金手帳に記載された国民年金の記号番号のほかに国民年金の記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。